| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 計 | | | |
| G | | | | |
| | | | | |
| | 計 | | | |
| バイオマス合計 | | | | |
| F | | | | |
| | | | | |
| | 非バイオマス計 | | | |

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。
（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、
　Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、
　Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注３）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。
（注４）　法人番号がある場合のみ記載すること。その際、国税庁から指定・通知される１３桁の法人番号を記載すること。
（注５）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員（会社法第５９１条に規定する「業務を執行する社員」のことであり、いわゆる従業員とは異なる。）、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。該当する者がいない場合は「なし」と記載すること。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。
（注６）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

| 記号 | 発電設備 | 出力 |
|---|---|---|
| A | 太陽光発電設備 | 50kW以上250kW未満 |
| | 太陽光発電設備 | 250kW以上 |
| D | 風力発電設備（陸上風力） | 250kW未満 |
| | 風力発電設備（陸上風力） | 250kW以上 |
| | 風力発電設備（陸上風力リプレース） | － |
| U | 風力発電設備（着床式洋上風力） | － |
| 2 | 風力発電設備（浮体式洋上風力） | － |
| K | 地熱発電設備 | 15,000kW未満 |
| | 地熱発電設備（全設備更新型リプレース） | 15,000kW未満 |
| | 地熱発電設備（地下設備流用型リプレース） | 15,000kW未満 |
| L | 地熱発電設備 | 15,000kW以上 |
| | 地熱発電設備（全設備更新型リプレース） | 15,000kW以上 |
| | 地熱発電設備（地下設備流用型リプレース） | 15,000kW以上 |
| E | 水力発電設備 | 200kW未満 |
| V | 水力発電設備（既設導水路活用型リプレース） | 200kW未満 |
| I | 水力発電設備 | 200kW以上1,000kW未満 |
| X | 水力発電設備（既設導水路活用型リプレース） | 200kW以上1,000kW未満 |
| J | 水力発電設備 | 1,000kW以上5,000kW未満 |
| | 水力発電設備 | 5,000kW以上30,000kW未満 |
| Y | 水力発電設備（既設導水路活用型リプレース） | 1,000kW以上5,000kW未満 |
| | 水力発電設備（既設導水路活用型リプレース） | 5,000kW以上30,000kW未満 |
| M | バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来）） | － |
| 1 | バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス） | 2,000kW未満 |
| N | バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス） | 2,000kW以上 |
| 3 | バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料） | 10,000kW未満 |
| 4 | バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料） | 10,000kW以上 |
| 5 | バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料） | － |
| Q | バイオマス発電設備（建設資材廃棄物） | － |